



# (仮称)雫石町文化財保存活用計画(案)の概要

## 第1章 (仮称)雫石町文化財保存活用計画の策定にあたって (計画書P1~P3)

### 1. 計画策定の背景と趣旨

- ・雫石町内の指定文化財は令和6年4月現在で合計32件あり、そのほか、指定されていないものの、町の歴史文化を表す貴重な文化財が、町歴史民俗資料館をはじめ町内の各地に多く残っている。
- ・社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化の進行などを背景に、文化財の保存や継承は容易ではなくなっている。一方で、町民が町の歴史や文化に親しみ、「ふるさと雫石」への愛着を高めようとする取り組みが求められている。
- ・この計画は、雫石町教育振興基本計画に掲げる「文化財の保存・継承及び活用」に関する現状と課題を整理し、施策の推進に係る具体的な取組内容を明らかにして上位計画に掲げる理念・目標の実現を目指すために策定する。

### 2. 計画の位置付け

- ・第三次雫石町総合計画及び第2期雫石町教育振興基本計画に掲げる理念・目標を具現化するための分野別計画とする。

### 3. 計画の期間

- ・最も関係性の高い第2期雫石町教育振興基本計画との整合性を考慮し、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

### 4. 計画の対象

- ・指定等の有無を問わず「文化財保護法に規定する文化財」及び、民話、生業、風習ど、暮らしとの密接な関わりから引き継がれてきた「文化的な遺産」を包括するものとして定義づける「歴史文化資源」を対象とする。

## 第2章 雫石町の歴史の概要 (計画書P4~P5)

### (1) 先史以前

- ・雫石地方が海だった時代の地層からは魚や貝の化石が、湖だった時代の地層からは木の葉の化石が発見されている。

### (2) 先史時代~古代

- ・雫石地方と人のかかわりは旧石器時代に始まり、板橋Ⅲ遺跡からは約3万2千年前のものと見られる石器が発見されている。

### (3) 中世

- ・雫石地方は、中世以降「しずくいし」と呼ばれるようになるが、当初「滴石」と表記されていたことが知られている。

### (4) 近世

- ・江戸時代、雫石地方は南部藩の広域行政区域「雫石通」となり、後期には10か村に区分された。中心となる雫石村には、それまでであった城に代わって代官所が設置され、藩境に近い橋場には御番所が置かれた。
- ・江戸時代発祥の南部曲り屋をはじめ、農林水産業に関わる各種の生活様式や使用する道具類などの多くは戦後の高度経済成長期前まで伝わっており、年中行事や民俗芸能の多くもその発祥を江戸時代に求めることができる。

### (5) 近代~現代

- ・明治22年、市町村制の施行によって10か村は雫石・御所・御明神・西山の4つの村になった。
- ・明治時代中には、小岩井農場の開場、七ツ森の払い下げや志戸前山の下げ戻しなどの大きな出来事があった。
- ・雫石では、雫石あねっこの衣装に代表される各種の織り・染めの技術、地域独自の織物として伝承されてきた「亀甲織」をはじめ、芸術作品とも言うべき工芸品が数多く生み出されてきた。
- ・昭和30年4月に1町3村が合併し雫石町となった後、御所ダムの建設がはじまり、その際に収集した民俗資料が歴史民俗資料館に収められている。

## 第3章 雫石町内の各種文化財の概要 (計画書P6)

### 1. 指定文化財

- ・令和6年4月現在、国指定文化財が5件、県指定が2件、町指定が25件と、合計32件が所在している。

### 2. 埋蔵文化財(包蔵地)

- ・埋蔵文化財包蔵地(いわゆる「遺跡」)は、令和6年11月現在で211か所あり、各種開発等に伴い合計31か所で発掘調査が行われ、成果は概ね埋蔵文化財発掘調査報告書で公表されている。
- ・住宅建築をはじめとする各種開発に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、法令及び要綱に基づき事務処理を行っており、年間数十件の照会に対応しながら、必要に応じて試掘調査や立会を行っている。

### 3. 指定外の文化財

- ・石碑と民俗芸能について悉皆レベルの調査と集成を、また古文書の一部について解説等を行っており、まとめたものを「心のふるさとシリーズ」等に集録し発行している。
- ・雫石町歴史民俗資料館には、町内で使用されてきた暮らしに関わる民俗資料をはじめ各種の歴史資料を保管展示してきたが、収蔵量の増加に伴い、多くの資料を旧西根小学校に移送し保管している。

### 4. 文化的な遺産

- ・地理的な特徴や、人々の暮らしの中で生まれた民話・伝説、風習等が各地に伝えられており、一部については、『雫石町史』の編さん等を契機に悉皆調査を行い、「心のふるさとシリーズ」等に集録し発行している。

## 第4章 雫石町内の各種文化財に関する現状と課題 (計画書P7~P9)

基本方針	項目	現状及び問題点(要旨)	主な課題
文化財の保存と継承	指定文化財(有形の文化財)	・劣化や老朽化による滅失やき損の恐れ	・所有者等との連絡協力を図りながら、老朽化等への適時対応と支援が必要
	指定文化財(無形の文化財)	・担い手が減少 ・民俗芸能は、団体内での継承が難しくなるなど断絶の恐れ	・幅広い年代の参加促進や公開の場の確保により、保存伝承に取り組むやすい環境の維持が必要
	未指定の文化財及び文化的な遺産(悉皆調査等実施済)	・周辺環境の変化による滅失やき損の恐れ	・追跡調査による現状確認が必要 ・価値把握のための調査と、必要に応じた町指定による保護が必要
	(悉皆調査等未実施)	・価値を見出されないまま失われる恐れ	・未知の文化財の掘り起こしと確認が必要
埋蔵文化財の保護	遺跡情報の把握	・経年による遺跡状況の変化の可能性 ・現地踏査のみで性格が分かりにくい遺跡がある	・遺跡分布の再確認調査による情報更新が必要 ・研究目的調査の実施検討が必要
	各種開発事業に係る調整	・試掘調査、工事立会及び必要な事務手続きは、法律及び要綱の規定に基づき実施	・専門的な知識経験を有する職員による、事務手続きの適正かつ迅速な実施が必要
	記録保存目的の発掘調査の実施	・報告書が未完了、調査成果の十分な共有と理解が難しい遺跡がある	・未完了となっている報告書の作成と発刊が必要
	出土資料の保管と活用	・旧西根小学校保管資料には整理が中途のものがある ・県が実施した町内遺跡の発掘調査出土資料には重要なものも多く、譲与による活用を期待が持てる	・県保管遺物譲与後の対応も含め、旧西根小学校利活用の一環として出土資料の適正保管に努めるとともに、整理済資料の再整理も検討しながら、資料を活用していくことが必要
歴史文化の学習	歴史民俗資料館収蔵資料の保管と管理	・出土資料と同様に、旧西根小学校保管資料には整理が中途のものがある ・平成23年度以降の受入資料は、デジタル化を含む台帳整備が十分に進んでいないのが現状	・旧西根小学校利活用の一環として資料の適正保管に努めながら、整理や台帳整備が中途となっている資料の登録や調査を行うことが必要
	『雫石町史』の編さん及び関係書籍の作成・発行	・『雫石町史』は、発刊の間隔が開きすぎると通史としての編さん作業そのものに支障が出る可能性 ・町史以外の既刊資料は発刊から相当の年数が経過し、在庫がなくなり頒布できないものもある	・『雫石町史 第2巻』続編の編さん及び発刊への早期の取組が必要 ・既刊資料については、デジタル化による複製などにより幅広く学習資料として提供していくことが必要
	歴史民俗資料館の活用を含む歴史学習機会の創出と提供	・施設は老朽化や狭隘化があるが、内容に関しては来館者から高い評価を受け、学習ニーズには概ね応えられている ・町教育委員会の主催に限らず、郷土史団体との共催等により各種歴史講座を開催している	・学習効果を高めるため、展示資料の精選と充実化により、さらなる歴史民俗資料館の活用に取り組むことが必要 ・関係団体等との一層の連携のもと、幅広い世代を対象とした学習機会の継続的な創出が必要

## 第5章 取組内容及び事業計画 (計画書P10~P14)

第2期雫石町教育振興基本計画		(仮称)雫石町文化財保存活用計画								
基本方針	主な取組	取組内容	詳細	実施年度						
				7	8	9	10	11		
文化財の保護・保存の推進	文化財の指定と指定文化財の保護	未指定文化財の調査	既知の文化財の追跡(再確認)調査 未知の文化財の掘り起こしと確認	→	→	→	→	→	→	
		文化財の指定	指定に向けた価値把握のための調査 指定手続き(諮問等)	→	→	→	→	→	→	
		指定文化財の保護・保存と活用	文化財パトロール 保存修理・公開等に要する補助金の交付 案内板・解説資料の作成 学習会・公演等普及事業の企画運営	→	→	→	→	→	→	→
	民俗芸能の保存伝承	民俗芸能の保存伝承	無形文化財芸能祭の開催 芸能演目の映像記録保存 各保存団体による連合組織の運営	→	→	→	→	→	→	→
		埋蔵文化財の保護	遺跡情報の把握	町内遺跡詳細分布調査の実施 学術的発掘調査の検討及び実施	→	→	→	→	→	→
			各種開発事業との調整	法令等に基づく事務手続きの実施 記録保存目的の発掘調査に係る調整	→	→	→	→	→	→
歴史文化学習機会の充実	歴史学習機会の創出と支援	出土資料の保管と活用	整理途上の出土資料整理と報告書刊行 県保管遺物の譲与と再整理 資料台帳整備と資料館等での資料活用	→	→	→	→	→	→	
		歴史民俗資料館収蔵資料の保管と展示活用	町内関係団体・組織との連携協力 学習会・見学会等学習機会の創出	→	→	→	→	→	→	
	各種歴史文化資源の活用	『雫石町史』の編さん及び関係書籍の作成・発行 既刊書籍の活用	『雫石町史 第3巻』の編さん 各種郷土資料の集成と資料集の発行 既刊資料のデジタル化と公表	→	→	→	→	→	→	
各種文化財の活用	各種文化財の活用	資料台帳整備と資料館等での資料活用 展示資料入れ替え・特別展の開催及び学習資料(普及啓発資料)の作成 資料館体験学習メニューの開発と実践	→	→	→	→	→	→	→	
	各種文化財の活用	町内関係団体・組織との連携協力(再掲) 案内板・解説資料の作成(再掲) 学習会・公演等普及事業の企画運営(再掲)	→	→	→	→	→	→	→	

## 第6章 事業の推進体制 (計画書P15)

計画の推進と進捗管理は、文化財保護施策を所管する部署が担い、実施にあたっては、人材の確保と知識経験の継承にも常時取り組みながら、庁内関係課及び関係機関・団体との連携を図り、事業の進捗状況は雫石町文化財保護審議会において報告と協議を行い、PDCAサイクルによる計画的な事業の推進を図る。

成果指標 (第2期雫石町教育振興基本計画)	現在値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
①町内指定文化財件数	32件	35件
②歴史民俗資料館年間利用者数	801人	1,200人